

## 加古川市シティプロモーションブランドメッセージロゴ使用取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、加古川市シティプロモーションブランドメッセージロゴ（以下「ロゴ」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

### (権利の帰属)

第2条 ロゴの一切の著作権及びそれに付随する権利は、加古川市（以下「市」という。）に帰属する。

### (使用申請)

第3条 ロゴの使用の承諾を受けようとする者は、「(様式第1号)使用承諾申請書」を事業等の実施予定日の2週間前までに市に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の申請を省略することができる。

- (1) 国・地方自治体その他公共団体が使用する場合
- (2) 自治会・NPOその他の公共的団体等が公益的な活動に使用する場合
- (3) 放送機関・新聞社・通信社その他の報道機関が報道の目的に使用する場合
- (4) その他市長が認める場合

### (使用承諾基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は使用を認めない。

- (1) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合
- (2) 市の品位を傷つけ、信用を害し、正しい理解の妨げとなる恐れがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動の目的に利用される恐れがある場合
- (4) 特定の個人、団体の売名に利用される恐れがある場合
- (5) 第三者の利益を害し、または不当な利益を得るために利用される恐れがある場合
- (6) 商品の販売ルート、頒布先、広報宣伝等の実施先等が明らかでない場合
- (7) 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）第2条に定める暴力団もしくは暴力団員、又はこれらの者と密接な関係を有する者が使用する場合
- (8) その他、承諾することが不相当と市長が認める場合

(使用承諾の決定)

第5条 使用承諾の可否決定については、「(様式第2号) 使用承諾書」により申請者に通知を行う。

(遵守義務)

第6条 使用承諾を受けた者(以下、「使用者」という。)は、次に掲げる要件を遵守しなければならない。

- (1) 加古川市シティプロモーションロゴマニュアルが規定する内容に反さないこと。
- (2) 市の求めに応じて事業等の終了後1か月以内に「(様式第3号) ブランドメッセージロゴ使用実績報告書」を提出すること。

(使用承諾期間)

第7条 使用承諾期間は、「使用承諾を受けた日から当該日の属する年度の末日まで」とする。使用承諾期間満了後において、引き続きブランドメッセージロゴ等を使用するときは、改めて申請が必要となる。

(使用承諾内容の変更)

第8条 第5条の規定により、使用者が当該使用承諾を受けた内容について変更をしようとするときは、あらかじめ「(様式第4号) 使用承諾変更申請書」を市に提出し、変更について使用承諾を受けなければならない。

2 使用承諾の可否決定については、「(様式第5号) 使用承諾変更通知書」により使用者に通知を行う。

(使用料)

第9条 ロゴの使用料は無料とする。

(使用承諾の取消)

第10条 市は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承諾を取り消すものとする。

- (1) 提出した「(様式第1号) 使用承諾申請書」もしくは「(様式第4号) 使用承諾変更申請書」の内容に虚偽があることが判明した場合
- (2) 第4条の各号のいずれかに該当した場合

(3) 第6条の各号のいずれかに反した場合

(4) その他使用承諾の継続が不相当であると認められた場合

(損害等の責任)

第11条 前条の規定によりロゴの使用承諾を取り消した場合、使用者に損害、損失又は不利益等（以下「損害等」という。）が生じても、市は一切の責任を負わない。

2 ロゴを使用した商品等が第三者に対して損害等を与えた場合、市は一切の責任を負わない。

3 前項の場合において、使用者は全責任を負って必要な措置を講じ、市に迷惑を及ぼさないこと。

4 市は、前項の場合において、使用者に対し必要な措置を講じるよう命令することができる。

5 使用者は、ロゴの使用に際して故意または過失により市に損害等を与えた場合は、市に賠償しなければならない。

(使用の非独占性等)

第12条 本取扱要領による使用承諾については、使用者が独占してロゴを使用する権利を付与するものではない。また、市が使用者および使用対象物等を推奨するものではない。

(その他)

第13条 本取扱要領に定めるもののほか、ロゴの使用に関し必要な事項は、市長が別に定めることができる。

附 則（平成30年8月1日）

本取扱要領は、平成30年8月1日から施行する。